

横浜市青少年交流センターの廃止と代替策について

1 趣旨

横浜市青少年交流センターについては、耐震診断において「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある」とされていることから、横浜市耐震改修促進計画における耐震化の期限である平成27年度末をもって廃止します。

なお、利用状況及び利用者意見をふまえ、青少年の居場所や活動の場の提供など、必要な機能を継続していきます。なお、一般利用についても配慮します。

2 代替策の内容（案）

青少年の健全な育成を図るため、青少年の居場所や活動の場の提供など、青少年の健やかな成長を支援し、社会参画に向かう力を育成するための事業等を補助事業として実施します。

なお、実施する事業については、青少年の地域活動拠点事業と類似性が高いことから、地域活動拠点の機能を有するものとしても位置付けます。（「参考2」を参照）

(1) 事業名

青少年の交流・活動支援事業

(2) 実施時期

平成28年4月1日

(3) 実施内容

- ア 青少年が交流する機会を提供する事業
- イ 青少年の体験機会や活動の場を提供する事業
- ウ その他の市民の活動を支援する事業

(4) 実施場所

- ア 現施設の周辺において、民間ビルの借上げにより実施します。
- イ 床面積は原則として約500㎡とします。
- ウ 次に掲げる機能を確保します。
 - (ア) 青少年の居場所機能
 - (イ) 会議・研修機能
 - (ウ) スタジオ機能

(5) 運営団体

運営団体を公募し、応募した団体の中から選定を行います。

(6) 実施手法

本市が場所を確保し、運営団体が補助事業として内装工事等の準備を行い、事業を運営することとします。

(7) 事業の対象者

事業の対象者は、青少年を中心としますが、その他の世代も対象とすることができるものとし、異世代間の交流を促進します。

3 今後のスケジュール（予定）

時期	内容
平成27年10月～11月中旬	運営団体の選定、実施場所の決定
平成27年11月中旬～28年3月	実施場所における内装工事等
平成28年3月31日	横浜市青少年交流センター廃止
平成28年4月1日～	青少年の交流・活動支援事業の実施

※進捗状況については、随時、利用者の皆さまに情報提供します。（館内掲示等）

【参考1】現施設と代替策について

	青少年交流センター	青少年の交流・活動支援事業
根拠	青少年施設条例	事業実施要綱等
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の育成及び交流活動 ・市民の青少年の育成に関する取組に対する支援 ・青少年の育成に関する相談及び情報の提供 等 	青少年の健全育成を図るため、以下の事業を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・青少年が交流する機会を提供する事業（居場所、相談、異世代交流） ・青少年の体験機会や活動の場を提供する事業（地域の協力を得た体験活動の実施や青少年の活動の支援） ・その他の市民の活動を支援する事業（一般利用の継続をふまえ、大人と青少年の交流の促進を図る） ※青少年の地域活動拠点事業の事業内容を含むものとする。
機能	青少年の居場所機能	青少年の居場所機能
	会議・研修機能	会議・研修機能
	スタジオ機能	スタジオ機能
	スポーツ機能	
	その他（和室・料理室）	
床面積	1,278㎡	約500㎡

【参考2】青少年の地域活動拠点事業の概要

- 1 目的
 - 中・高校生世代を中心とした青少年が、安心して気軽に集い、様々な体験や交流を行うことを目的として実施
- 2 床面積
 - 100～200㎡
 - ※交流スペースが基本となりますが、スタジオや会議室を設置する場合があります。
- 3 事業開始年度
 - 平成19年度
- 4 実施区
 - 現在5区に設置（南区、保土ヶ谷区、金沢区、都筑区、栄区）